

「思いやり型返礼品事業」 募集開始のお知らせ

■ 思いやり型返礼品事業とは

ふるさと納税利用者からの寄附をまちづくりに取り組む個人・団体が行う事業に「思いやり型返礼品（応援金）」として交付するものです。

■ 事業の流れ

- ① 応募書類を提出していただき、市で審査します（受け付けは通年で行っています。）
- ② 審査後、採択された場合は、その事業についてふるさとチョイスの寄附募集ホームページにて、北上市のふるさと納税事業として寄附を募ります。
- ③ 寄附があった場合、返礼品相当額を応援金として、交付します（寄附額の3割を目途）。
- ④ 事業の進捗状況を報告していただきます。

■ 応援金について

- ① 応援金の使い道は、応募書類に記載されていた用途に限ります。
- ② 応募いただいた事業をすべて達成できなくても、返金は求めません。
- ③ 応援金が想定より少額だった場合においても、追加交付はありません。

このようなものにご活用ください

子どもの見守り活動を充実させたい！

見守りに使う車のガソリン代や手当を支給できればもっと活発に活動できる…



地域での草刈りの道具を新調したい



草刈りをするにも高齢者が増えてきたので、新しく安全な草刈り機がほしい・・・

お祭りをもっと盛り上げたい！



機材を更新したり、規模を大きくしてお祭りをもっと盛り上げたい…

遠征費用・民俗芸能活動を助けてほしい

子どもの大会の遠征費用が高額…

鬼剣舞のような民俗芸能を伝えていくにも、衣装や活動にお金が必要・・・



詳しくは、北上市ホームページ（<http://www.city.kitakami.iwate.jp/>）をご覧ください

応募資格および審査基準等について

1 応募資格

- ① 個人(グループ及び任意団体を含む)または法人格を持つ団体
- ② 特定の政党の利害に関する政治活動を行わないもの。
- ③ 事業計画に基づき、事業を実施されることが見込まれるものであること。
- ④ 法人：市内に事務所及び活動場所を有するものであること。

(主に北上市の出身者で構成される市外の団体が北上市の公益に寄与する場合を含む。)

個人：(法人格を持たない任意団体等を含む)市内に活動場所を有するものであること。

- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成13年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下、同じ）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にあるものではないこと。
 - ⑤-1 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているもの。
 - ⑤-2 暴力団員であることを知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約を締結しているもの。
 - ⑤-3 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与しているもの。
 - ⑤-4 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有しているもの。
- ⑥ 法人及び個人：市税の滞納がないこと。
法人格がないグループ及び任意団体：代表者が市税の滞納がないこと。

2 事業目的

社会貢献に繋がる事業

3 事業期間

最長3年間

4 審査基準 次の7項目について審査を行います。

- ① 課題の明確性 課題が明確であるか。
- ② 地域性 提案事業を実施する地域の特性を踏まえた事業であるか。
- ③ 事業内容の妥当性 課題解決の手段として提案事業が妥当であるか。
- ④ 事業計画の妥当性 事業計画が具体的であり、現実的であるか。
- ⑤ 公共性 市が募集するにふさわしい公共性がその事業にあるか。
- ⑥ 予算の適正性 事業費の積算が適正であるか。
- ⑦ 総合評価 提案事業を総合して、思いやり型返礼品事業として適正であるか。

※ その他詳細は「思いやり型返礼品事業実施要領」をご覧ください。

5 問い合わせ先



北上市まちづくり部地域づくり課地域協働係
岩手県北上市大通り一丁目3番1号
おでんせプラザぐろーぶ3階

電話 0197-72-8300（直通）

FAX 0197-63-3121

Email chiiki@city.kitakami.iwate.jp